

採択

豚舎建設計画に対する反対について

◎陳情者

・木浜公民会長 竹中修一
・飯屋原公民会長 飯屋原 弘行

趣旨

農事組合法人からそれぞれの公民会員に、町内田原宇治ケ迫及び字密ケ迫に肥育豚舎・堆肥舎・事務所などの建設計画の説明がありました。それぞれの公民会においては、木浜公民会の2つの水道施設の水源地の近距離にあり、地下水脈が汚濁する可能性がある。将来的に6000頭もの飼養計画があり、木浜公民会の水道施設の水源地が枯渇するおそれがある。また、水田は水田であり、枯渇するおそれがある。施設から汚水が場外に流出しない保障はない。施設が人里離れた場所でないならばないことはない等の理由により反対決議をしました。町からの意見として、農事組合法人と公民会との「環境保全協定書」を

締結されることが望ましいとの回答がありました。が、公民会への協議もなく、計画が進行している状況で、地元住民の理解と同意なくしては進められるものではないと考えていますので、地元公民会員の反対の意思を尊重され、町議会としても反対していただきたい。

審査結果

本会議では、文教厚生常任委員会の報告を受け、起立採決の結果、賛成22人、反対5人の賛成多数で採択されました。

また、執行部に申し入れをすることについても決定しました。

文教厚生常任委員会報告



文教厚生常任委員会による類似施設や現地の調査

建設計画地は町から条件を付して売却された土地であり、売買契約にある用途指定、指定用途の変更、売買土地の譲渡禁止等については町の承認が必要であるが、未だ承認手続きがなされていないことから、現時点で判断する限り計画は当然進められる状況にないことから採択の可否を採決すべきという意見と、計画

地の契約条項の問題は承知しているが、陳情された水源問題や環境問題に対する審査は、まだ十分に論を尽くされていないと考えることや、計画地の契約問題については執行部としても今後双方に指導対策をとるという答弁もあつたことから、この場で採択に至るのではなく計画地の契約問題にも関連する総務常任委員会との連合審査も必要ではないかと考えることから継続審査とすることが適当とする2つの意見がありました。

(付帯意見)

先ず本陳情の採択の可否を採決すべきか、あるいは継続審査とすべきかについて起立採決の結果、それぞれ同数となり委員長の裁決権により採決すべきものと決定しました。続いて本陳情の採択の可否について起立採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決定しました。なお、付帯意見を付けて当委員会の報告とします。

1 当該計画を進めるためには、契約条項を先ず遵守することが前提であり、審査の中で出されたとおり地元と環境保全協定を締結することが必要と考えることから、双方が協議すること、そして水源枯渇への懸念など地域の不安を取り除く努力が何よりも不可欠であることを町執行部で関係者双方に対して周知徹底されたい。

2 今回の事案を受けて、問題点や反省点等を整理し、今後新たな畜産施設計画などをはじめ、農業振興に対する町の基本姿勢及び指導体制を再度確認されたい。

3 今回の事案を受けて横断的組織体制を充実されたい。なお、環境公害対策については、特に万全を期するための体制を図られたい。

これらを考慮し、町執行部に対して次の事項を申し入れる。

継続

JR不採用問題の早期解決を求める意見書の採択について